Press Release　YONDEN

令和５年４月２８日
四国電力株式会社

伊方発電所３号機　通信障害に伴う衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱について（続報）

第１６回定期検査中の伊方発電所３号機（定格電気出力８９万キロワット）において、４月２０日１６時１０分、通信事業者における通信障害の影響により、衛星電話の一部が使用不能となっていることを確認しました。

これにより、同時刻に、原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限※から逸脱したと判断しました。

使用不能な衛星電話は４台であり、他の衛星電話や通信機器は問題なく使用できております。

その後、代替措置として１８時００分に伊方発電所内に保有する予備の衛星電話４台を配備しました。

（４月２０日お知らせ済み）

その後、代替措置として中央制御室に配備した衛星電話４台に対し固縛作業を行うとともに、必要な検査を実施し、正式に配備することにより、本日１１時４分、運転上の制限を満足していることを確認しました。

なお、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありませんでした。

※保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数等を「運転上の制限」として定めており、衛星電話設備は、合計１２台が動作可能であることを求めている。

以　上